

豊田地域文化広場ほか7施設空調設備（GHP）取得事業

売買契約書（案）

豊田地域文化広場ほか7施設空調設備（GHP）取得事業 売買契約書（案）

豊田市（以下「甲」という。）と○○○○○○○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約は、令和8年〇〇月〇〇日に乙（グループの場合は「乙を含む事業者」）との間で締結された豊田地域文化広場ほか7施設空調設備（GHP）取得事業基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づくものとする。

- 1 売買契約額 金〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 2 全ての引渡し 令和9年3月29日
 - 3 本契約において売買の対象となる空調設備は、次のとおりとする。
 - (1) 場所 豊田市 西田町ほか 地内
 - (2) 施設数 8施設「別表1 対象一覧」
 - (3) その他 附帯設備等

(総則)

第1条 乙は、基本協定に基づき、市内の地域体育館8施設に空調設備を整備し、引渡期限までに甲に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が完成させた空調設備の買取検査を行い、売買契約額を支払うものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約書により契約保証金が免除されている場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合にあっては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額（単価契約の場合にあっては、契約金額に予定数量を乗じた金額（以下「予定契約総額」という。）とする。）の10分の1以上としなければならない。

3 乙が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合にあっては、当該保証は、次に掲げる者が契約を解除する場合も保証するものでなければならない。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 乙が第1項の規定により同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の契約金額（単価契約の場合にあっては、予定契約総額）の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 乙が前払金の使用又は部分払等によっても、なおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の契約金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 乙は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た金銭をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

（引渡期限の変更）

- 第4条 乙は、不可抗力又は法令変更等により引渡期限までの引渡しが困難な場合、甲に対して引渡期限の変更を請求することができる。
- 2 甲は、前項による変更請求があった場合、変更がやむを得ない場合には引渡期限の変更を認めるものとする。
- 3 前項による引渡期限の変更を事由とする売買契約額の変更は行わない。

（法令変更等による売買契約額の変更）

- 第5条 甲は、設計図書の変更が必要と認めたときは、乙に対しその変更内容を通知し、設計図書の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、本契約の締結の日から買取検査の日までの間に、法令変更による費用の増減が生じた場合又は生じることが確実である場合、若しくは日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により売買契約額の変更を請求することができる。
- 3 前各項の事由により、売買契約額の変更が必要となった場合には、甲及び乙が協議して、その変更契約額を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(売買契約額の変更期限)

第6条 前条による売買契約額の変更の請求は、買取検査の前までに行うものとする。

(買取検査の実施)

第7条 乙は、空調設備が完成したときは、甲に買取検査の実施を請求しなければならない。

2 乙は、次の各号に定める書類を添えて前項の請求を行うものとする。

- (1) 設計図書（変更があった場合は、変更後の設計図書とする。）
- (2) 機器使用のための必要書類
- (3) 乙が実施した完了検査及び機器等の試運転の結果報告書
- (4) その他の検査結果に関する書面の写し

3 甲は、第1項の請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して10日以内に乙の立会の上、買取検査を実施し、すべての対象校が別に定める買取検査基準に適合するときは、乙に対して買取検査合格通知書を交付しなければならない。

4 甲は、前項の買取検査合格通知書が交付できない場合は、乙にその理由を示して、空調設備の改善を求めることができる。

5 乙は、前項による甲の改善の求めに疑義等があるときは、甲に協議を申し入れることができる。この申し入れは甲の改善の求めがあった日から2日以内に行わなければならない。

6 甲は、前項による協議の結果、乙の申し入れが合理的であると認められる場合は、改善の求めを修正又は撤回しなければならない。

7 乙は、前項により撤回された場合を除き、甲から第4項の改善の求めがあった場合は、速やかに改善を行い、甲の買取検査を受けなければならない。この場合において、第2項の設計図書については、修正等を行うものとする。

(空調設備の引渡し)

第8条 乙は、前条による買取検査合格通知書を受け取った後、7日以内に空調設備を甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、前項による引渡しに当たって、甲に対し引渡書を提出し、甲はそれを受領した後、乙に対し受領書を発行するものとする。

(売買契約額の支払い)

第9条 乙は、前条第2項の規定による甲の受領書の発行後、支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、当該支払請求書を受理した日から30日以内に売買契約額を乙に支払わなければならぬ。

(部分使用)

第10条 甲は第8条の規定による引渡し前においても、空調設備の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。この場合において必要があるときは、甲は、乙の立会いの上、当該使用部分の出来形を確認しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならぬ。

3 甲は、第1項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならぬ。甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(前金払及び中間前金払)

第11条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の10分の4の範囲内において、甲が定めた率による額の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方である保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から21日以内（12月29日から翌年の1月3日までの期間は、これに算入しない。また、その末日が法令の規定により定められた金融機関の休日に当たるときは、その日以後最初の金融機関の休日以外の日を当該期間の末日とみなす。）に前払金を支払わなければならぬ。

4 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、中間前払金に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、契約金額の10分の2以内の中間前払金の支払を甲に請求することができる。この場合において、前項の規定を準用する。

5 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ甲の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、乙から当該認定に係る請求があったときは、甲は、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

6 乙は、契約金額が著しく増額された場合においては、その増額後の契約金額の10分の4の範囲内において、甲が定めた率により計算した額（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、増額後の契約金額の10分の4の範囲内において、甲が定

めた率により計算した額及び増額後の契約金額の10分の2の額の合計額)から受領済みの前払金額を控除した額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合において、第3項の規定を準用する。

- 7 乙は、契約金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の5(第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、甲が指定した期日までにその超過額を返還しなければならない。ただし、返還の期限内に第13条の規定により支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認めるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定める。
- 9 甲は、乙が第7項の期限内に超過額を返還しなかったときは、その返還しなかった額につき、同項の期限を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第12条 乙は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、契約金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
 - 3 乙は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙が当該措置を講じたときは、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合は、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第13条 乙は、前払金をこの契約の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この契約において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの契約の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 2 前項の場合において、現場管理費及び一般管理費等のうちこの契約の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

(部分払)

第14条 乙は、引渡し前に、出来高部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項から第8項までに定めるところにより、部分払を請求することができる。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分を甲に請求しなければならない。
- 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は当該請求があったときは、適法な請求書を受理した日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約金額相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項前段の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。
部分払金の額 = 第1項の契約金額相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 契約金額)
- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「契約金額相当額」とあるのは、「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とする。
- 8 甲が部分払をした既済部分は、甲の所有に帰する。ただし、引渡しは甲が特に指示する場合のほか、全体工事が完成するまで行わないものとし、引渡し完了までの管理は乙が善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(前払金等の不払に対する事業中止)

第15条 乙は、甲が第11条又は第14条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が契約の施工を中止した場合において、必要があると認めるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が契約の続行に備え現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事前調査費等の支払)

第16条 基本協定書締結後に本事業実施のため乙が要した費用は、乙が設計図書等の成果物を提出した上で、甲に対して当該成果物に係る費用を請求することができる。

2 前項の費用は、提案書に基づいた金額を根拠とし、協議により決定する。

(売買契約に至らなかつた施設の事前調査費等の支払)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当し、売買契約に至らなかつた施設の事前調査費等の支払については、前条の規定を適用する。

- (1) 豊田市議会の承認を得られなかつた場合
- (2) 基本協定の終了が乙の責によらない場合

(売買契約額の遅延損害金)

第18条 売買契約額の支払いが、甲の責めに帰すべき事由により第9条の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、支払遅延防止法第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、同条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(引渡しの遅延損害金)

第19条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により引渡期限までに空調設備を引き渡すことができないときは、遅滞なく理由を甲に申し出なければならない。

2 甲は、空調設備の引渡しが、乙の責めに帰すべき事由により、引渡期限の日より遅れた場合、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めたときは、乙に損害金を請求することができる。この場合において、損害金の額は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額とする。

(危険負担)

第20条 甲は、第7条の買取検査合格通知の日から、空調設備の引渡しが完了するまでの間に、天災等で甲と乙のいずれの責めにも帰すことができないものにより、空調設備が滅失又は毀損した場合には、乙に対して売買契約額の減免を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議し、前項の売買契約額の減免に代えて、乙に対して、空調設備等の改善を請求することができる。なお、この費用は、乙が負担するものとする。

(甲による契約の解除)

第21条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

- (1) 乙による本事業の放棄と認められる状況が30日以上継続したとき。

- (2) 乙が、破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（今後新たに創設されるこれらと同様の手続きを含む。）について、乙の取締役会等でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役等も含む）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 乙が本契約に違反し、甲が相当な期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されず、本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 乙が次のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。
- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人、営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者、支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者（暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。）をいう。以下同じ。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 現に締結している契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約について、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約(現に締結している契約に係るもの以外の契約を含む。)の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7) 前2号に掲げる場合のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 3 本条により本契約の全部を解除して終了させる場合は、その締結日から協定解除日至るまでに本事業実施のため乙が要した費用はすべて乙の負担とし、乙から甲に対する請求はできないものとする。
- 4 本条により本契約が解除された場合においては、乙は、売買契約額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第22条 甲が、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、現に締結している契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、現に締結している契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第23条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による売買契約額の10分の2に相当する額

を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、空調設備を引き渡した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 前条第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合

(2) その他甲が特に認める場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 甲は、乙が連合体であり、既に解散しているときは、当該連合体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

（協議解除）

第24条 甲は、空調設備が設置されるまでの間は、第21条又は第22条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定に基づきこの契約を解除したことにより、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙による契約解除）

第25条 乙が次の各号いずれかに該当するときは、乙は甲に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

(1) 本事業の継続が困難となったとき。

(2) 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他これらに類する法的倒産手続（今後新たに創設されるこれらと同様の手続きを含む。）を開始したとき。

2 前項により、本契約が解除となった場合、甲及び乙は、次の各号に掲げられた処理に従う。

(1) 甲は、空調設備の出来形部分について適正な価格で買い取るものとする。なお、当該契約額の支払い時期及び支払方法については、甲及び乙の協議により決定する。

(2) 乙は、前号で支払われた金額については、空調設備に関わる負債等に優先して充当するものとする。

3 第1項の規定により本契約が解除となった場合においては、乙は売買契約額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（解除に伴う措置）

第26条 甲は、この契約が完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を乙に支払わなければならない。こ

の場合において、甲は、必要があると認めるときは、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第11条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第14条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第21条、第22条の規定による場合にあってはその余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第25条の規定による場合にあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、この契約が完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、この契約が引渡し前に解除された場合において、事業用地等に乙が所有し又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、事業用地等を修復し、又は取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、事業用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第4項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第21条又は第22条の規定による場合は甲が定め、第25条の規定による場合は乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段及び第5項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 引渡し後にこの契約が解除された場合の当該解除に伴い生じる事項の処理については、甲及び乙が民法の規定に従って協議して定める。

（損害賠償）

第27条 甲又は乙が、本契約に定める義務を履行せず、又は信義に反する行為をしたため、本契約の目的を達成できないとき又は不測の損害を受けたときは、甲又は乙は催告をした後、この契約の全部又は一部を解除し、又はその損害の全部または一部を賠償さ

せることができる。ただし、損害額等について別段の定めがある場合は、その規定に従うものとする。

(契約不適合責任)

第28条 甲は、引き渡された空調設備が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、空調設備の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 空調設備の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第29条 甲は、引き渡された空調設備に関し、第8条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかつた契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示し、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることにより行う。
- 4 甲が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については、適用しない。
- 8 甲は、空調設備の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された空調設備に係る契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(費用及び公租公課の負担)

第30条 本契約手続きのうち契約締結の費用は、甲及び乙が各自負担する。

(収入印紙の負担)

第31条 本契約に必要な収入印紙は、乙が負担する。

(著作権)

- 第32条 甲は、設計図書について、無償で利用する権利を有し、その利用の権利は、本契約の終了後も存続する。
- 2 前項の設計及び空調設備が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法に定めるところによる。
- 3 乙は、甲が設計図書及び空調設備を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにならなければならず、本契約に別段の定めがある場合を除き、著作権法第19条第1項又第20条第1項に定める権利を自ら行使し、又は著作者（甲を除く。以下本条において同じ。）をして行使させてはならない。
 - (1) 設計図書又は空調設備の内容を公表すること。
 - (2) 空調設備の完成及び増設、改設並びに修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する管理者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他修正をすること。
 - (3) 空調設備を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 空調設備を増設し、改設し、修繕により改変し、又は取り壊すこと。

(一括委任又は下請負の禁止)

第33条 乙は、本事業における空調設備の設計業務及び工事監理業務を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、工事の全部又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(管轄裁判所)

第34条 本契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理する。

(本契約に定めのない事項)

第35条 本契約に定めのない事項については、基本協定の定めに従うものとし、基本協定によっても明らかでない事項については、甲及び乙が協議して定めることとする。

2 本契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

【別表1】対象一覧

1	豊田地域文化広場	豊田市西田町けやき 1	都市 G
2	サン・アビリティーズ	豊田市西山町 5-2-6	都市 G
3	高岡公園体育館	豊田市中田町川向 8-8	都市 G
4	藤岡体育センター	豊田市藤岡飯野町仲ノ下 501	LPG
5	足助トレーニングセンター	豊田市足助町蔵ノ前 19	LPG
6	下山トレーニングセンター	豊田市大沼町船橋 35-1	LPG
7-1	猿投コミュニティセンター	豊田市四郷町東畠 70-1	体育館、LPG
7-2	猿投コミュニティセンター	豊田市四郷町東畠 70-1	武道場、LPG
8	石畠体育館	豊田市石畠町池ノ平 318-1	LPG

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、各当事者が記名押印のうえ、甲及び乙が原本各1通を保有する。

令和8年〇〇月〇〇日

(甲) 愛知県豊田市西町3丁目60番地

丰田市

代表者 豊田市長 太田 稔彦 印

(乙) ○○県○○市○○町○丁目○番地

代表者 ○○○○ ○○ ○○ 印 ※グループの場合は代表事業者
を記載

構成員

○○県○○市○○町○丁目○番地

商号又は名称

氏名

印

○○県○○市○○町○丁目○番地

商号又は名称

氏名

印